

## 原発事故時の避難計画に関する質問・要望書

舞鶴市長 多々見良三 様

日頃から舞鶴市民のためにお力を尽くしていらっしゃることに、深く敬意を表します。

福島第一原発事故から3年を経ても、いまなお事故の収束の見通しはたたず、汚染水は漏れ続け、事故は継続・拡大しています。そのうえ15万人もの方々が我が家に帰ることもできず、不安な日々を過ごされています。このような状況にもかかわらず、国は原発の再稼働を進めています。川内原発の次に、高浜3・4号を再稼働させようとしています。しかし、避難計画の具体化は進まず、多くの矛盾と困難点をかかえたままです。

京都府と関西広域連合の避難計画では、舞鶴市民約9万人は、南への府内避難では京都市、宇治市、城陽市、向日市に、広域避難の場合は兵庫県の神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市、徳島県の鳴門市、松茂町、北島町に避難することになっています。

西への避難先である兵庫県は、4月24日に『放射性物質拡散シミュレーション(県内全域)の結果について』を公表しました。舞鶴市民の避難先である多くの市町で、甲状腺被ばく線量で安定ヨウ素剤服用基準の50mSvを超える予測が出ています。風向きが変われば京都府南部の避難先も被曝を免れません。

このような地域に本当に避難が可能なのでしょうか。

さらに、規制庁や福井県・関西広域連合の『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』(3月27日)では、汚染検査(スクリーニング)や除染を省略しようとしています。しかしこれでは、避難する舞鶴市民の安全確保及び避難先への汚染拡大防止もできず、住民の安全を守るという自治体本来の役割からはほど遠い内容となっています。

このように、原発事故時の避難計画は破綻しているとしか言いようがありません。

ご存じのように、5月21日に福井地方裁判所は、「大飯原発を運転してはならない」との判決を出しました。

人々の生命と生活を守ることこそ根源的価値あるものとし、福島原発事故の危険性を踏まえて出された判決です。そして関電の基準地震動や事故対策を具体的に検討して、「楽観の見通しのもとに初めて成り立つ脆弱なもの」と厳しく批判し、大事故を防ぐことはできないと判断を下しました。福島原発事故後に初めて出された判決を尊重してください。

これらをふまえ、以下の質問と要望を提出いたします。8月11日に回答をお願い致します。文書回答は8月25日までをお願い致します。

### 【質問事項】

#### 1. 避難先が被ばく・被災した場合について

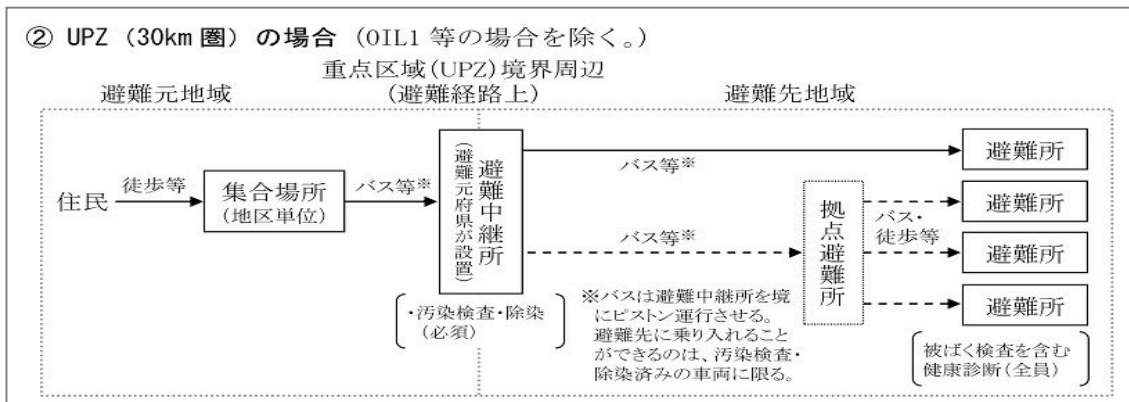
- 舞鶴市の避難先のほとんどすべての自治体が、自ら被ばくする事態や、複合災害により大規模な被害を受けた場合は、受け入れ困難(出来ない)と表明しています。これは兵庫県や広域連合の指針であり、関西広域連合は、2回の広域調整会議でこの前提を避難元に伝えたと回答しています。

(1) このように、避難先が被ばく・被災した場合は、現在の避難計画は成り立たなくなりま

す。そのことをご存知でしたか。またそうなった場合の代案を検討されていますか。

## 2. 汚染検査（スクリーニング）や除染を実施する避難中継所等について

- (1) 京都北部にはバス会社所有のバスは百数十台しかありません。舞鶴市民が避難するためのバスは何台確保できていますか。避難中継所に向かうための地区ごとの「集合場所」は何カ所ですか。
- (2) バスによる避難の場合、持参できる身の回り品について定めはありますか。また家庭動物は同伴可能ですか。
- (3) 自家用車による避難を認めるのですか。
- (4) 避難中継所はいまだに決まっていますが、どのような説明を受けていますか。
- (5) 避難中継所での汚染検査・除染は避難元の自治体を実施することになっています。必要な資機材の確保・配備、要員派遣なども含めた体制は具体的に整っていますか。京都府の所管であれば、舞鶴市にはその概要をどのように知らされていますか。
- (6) 規制庁は、避難中継所で車両の除染も実施するとしていますが、除染によって出てくる汚染水の処理方法等は決まっていますか。
- (7) 福井県は、避難中継所を28カ所定めました。このうちの多くは海拔の低い27号線沿いにあり、複合災害時に機能するかどうか疑問ですが、中でも舞鶴寄りの高浜町鎌倉に設けられる避難中継所は、水道設備も、屋根やトイレもない単なる三叉路に過ぎません。六路谷に設けられる現場には交通検問所（交番のような建物）があるだけで、駐車スペースは数台程度に過ぎません。  
このような中継所を経由する福井からの避難車両は、事実上、検査・除染を受けずに舞鶴市内に入ってくる考えられます。どのように考えられますか。



関西広域連合 3月27日ガイドラ

## 3. 汚染検査（スクリーニング）と除染の省略等について

規制庁の指導によって、福井県と関西広域連合は、汚染検査（スクリーニング）の省略等を実施するとしています。（『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合2014年3月27日16・21頁）。

- 車両の汚染が基準値<sup>※1</sup>以下の場合、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- 車両の汚染が基準値以上の場合、（バスや乗用車の）乗員の中で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。

代表者の汚染が基準値以下の場合、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。

- (1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する舞鶴市民個人個人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることはできません。また汚染の拡大防止もできません。

<sup>※1</sup> 基準値はOIL4に基づき表面汚染密度120 Bq/cm<sup>2</sup>（40,000cpm）。

福島原発事故翌日は40Bq/cm<sup>2</sup>（13,000cpm：小児の甲状腺等価線量100mSvに相当）

避難先の各自治体では、検査の省略によって避難先に汚染が拡大することに反対の意思を示しています。

これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

- (2) これら検査・除染の省略について、京都府や関西広域連合から説明を受けていますか。規制庁は、この検査・除染の省略について、4月16日と6月9日の道府県会議で新たに文書を出しました(「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について」規制庁原子力防災政策課)。また、京都府は6月9日の「京都府防災会議及び国民保護協議会」で、放射能放出前に避難した場合は検査の必要はないとしています。規制庁の文書は入手し、府等から説明を受けていますか。

#### 4. 汚染検査の基準 120 Bq/cm<sup>2</sup> (40,000cpm) について

これは、汚染検査(スクリーニング)でこの基準以下であれば問題なしとなり、超えれば除染が必要となる基準です。

- この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の6倍です。
- また、法令<sup>※2</sup>で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm<sup>2</sup>以下の30倍です。

- (1) このような基準では、舞鶴市の乳児・幼児・子どもを始めとする住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保はできないのではないですか。また、避難先である京都南部や兵庫県各市への汚染拡大を防止することもできません。私たちが回った各市では、この基準の高さに驚き、「基準が高すぎて、安全のためには不十分」「本当に大丈夫だろうか」等の意見が出されています。これでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないですか。

#### 5. 避難経路と避難時間について

- (1) 舞鶴市から避難先までの避難経路と避難に要する時間は把握していますか。
- (2) 安定ヨウ素剤は、いつ、どこで、どのように配布・服用するのですか。服用せずに舞鶴市から避難した場合、中継所、避難先等で服用出来るのですか。

#### 6. 要支援者の避難について

- (1) 要支援者、特に在宅の要支援者には、介護や医療のサポートを受けていない(登録されていない)方が数多くおられます。要支援者の人数や状況、それぞれに必要な医療や介護、輸送手段等は全て把握されていますか。家庭内では介護や見守りが可能でも、集団生活はできない方がいます。避難に当たって配慮されますか。
- (2) 通所者は自宅に帰されることになっています。在宅で医療・介護ができないから通所されている方々を、原発事故以降家族が介護できますか。
- (3) 施設入所者や入院患者は、それぞれの施設が避難計画を立てることとされ、京都府災害時要援護者避難支援センターが避難元・避難先のマッチングを進めているところですが、避難先は京都府南部の一方向に限定されています。健常者は二方向の避難先を持ち、要援護者は一方向のみというのは問題ではありませんか。
- (4) また、要援護者の移動手段(付き添い・介護者を含む)が確保されなければ、避難計画

---

※2 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html>

- には実効性が伴いません。舞鶴市は同センターの構成員としてどうお考えですか。
- (5) 健常者の中にもアレルギーを持つ人など、食事や薬、吸入などに配慮すべき人がいます。これらの人の存在に対し、避難先や避難途中で配慮されますか。
- (6) 避難先の多くは単に床面積を3・3平方メートルで割って収容人員を報告しています。しかし、通路の確保や、福祉エリアの設置、女性の更衣室や授乳室などは考慮されていないところがほとんどで、人権に配慮した受け入れ態勢となっていません。避難先とのマッチングに関して、広域連合では2回の広域調整会議で避難元・避難先がブロックごとに情報交換したとされ、京都府でも3回行われたと聞いていますが、舞鶴市は上記のような問題点を把握していますか。避難先と具体的に協議されましたか。
- (7) 要支援者は、国の指針で、他に優先して早期に避難することになっています。施設や学校の避難計画は策定されていますか。早期避難はどのように実施されるのですか。
- (8) 放射線防護対策施設として、3ヵ所の改修が終わったと聞いています。
- ①施設のフィルター等で放射性物質を完全に防ぐことができるのですか。フィルターは何日間有効ですか。
  - ②要支援者等はそれら施設で「屋内退避」し、その後どのように避難するのですか。
  - ③施設の職員で、事故後に施設に残る人と避難する人は決まっていますか。そのような過酷な選択を職員に課すことができるのでしょうか。
  - ④福島原発事故では、病院や福祉施設の入所者が避難できず取り残されました。避難途中で亡くなった方も大勢います。このような福島原発事故の状況を踏まえれば、避難できない人、「避難弱者」のことを考慮すれば、「避難計画」で住民の安全を守ることはできないのではないのですか。

## 7. 複合災害について

- (1) 福井県・関西広域連合の避難計画では、原発事故と地震・津波などの「複合災害」は考慮されていません。考慮すべきではないですか。

### 【要望事項】

1. 規制庁や福井県・関西広域連合が進める汚染検査・除染の省略では、舞鶴市民の安全を守ることはできず、避難先への汚染拡大を防止することもできません。そのため、汚染検査・除染の省略等に反対を表明してください。
2. 住民の命と安全を守る避難計画ができない状況では、高浜原発、大飯原発の再稼働は認められないと表明してください。
3. 福井地裁は、大飯原発3・4号の運転差し止め判決を出し、住民が勝訴しました。判決では、関西電力の地震想定や事故対策では大事故を防ぐことはできないことが明確に示されています。判決内容を読まれ、司法の判断を尊重し、大飯・高浜原発の再稼働に反対を表明してください。

2014年8月11日

京都の原子力防災を考える会／原発なしで暮らしたい丹波の会／グリーン・アクション／  
避難計画を案ずる関西連絡会／

連絡先： グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel: 075-701-7223 Fax: 075-702-1952